

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課、長寿介護課、港湾海岸課、教育総務課、人事課、県民活動推進課、健康増進課
根拠法令等	地方自治法第244条の2 第252条の37

【改正の概要】

- 1 自治法の改正(指定管理者制度の創設)に伴う改正
  - (1) 指定管理者の指定の手續について規定する。( 管理の基準及び業務の範囲は個別条例で対応)
    - 〔申請〕 申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、指定期日までに提出
    - 〔選考基準〕 管理の業務を適正かつ確実にを行うことができるもの〔必要条件〕  
施設の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるもの〔比較条件〕
    - 〔公表・公示〕 申請手續についてはあらかじめ公表する。  
指定管理者の指定又は取消したときは遅滞なく公示する。
  - (2) 経過措置 平成18年9月1日まで(法施行から3年間)は従前どおり委託できる旨を附則で規定
- 2 愛媛県在宅介護研修センターの設置
  - (1) 介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行うため、在宅介護研修センターを設置する。
  - (2) 管理は、指定管理者に行わせる。
- 3 関連条例の改正
  - (1) 愛媛県港湾管理条例及び愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正  
改正前の自治法第244条の2等に基づく管理委託の条項を削るとともに、経過措置として平成18年9月1日まで(法施行から3年間)は従前どおり委託できる旨を附則で規定。
  - (2) 愛媛県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正  
管理委託と同様に指定管理者による管理についても包括外部監査人の監査対象に加える。
  - (3) 愛媛県個人情報保護条例の一部改正  
管理委託と同様に指定管理者に対しても、個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを規定。
  - (4) ファミリーハウスあい利用料金条例の一部改正 (引用条項の改正)

施行日	公布の日。ただし在宅介護研修センターに係るものは平成16年4月1日
-----	-----------------------------------

【その他参考事項】

1 管理受託者制度と指定管理者制度の比較

	管理受託者	指定管理者
制度の概要	委託された具体的な業務を執行	指定管理者が管理を代行
管理団体	出資法人・公共団体・公共的団体	制約なし
管理権限	ない。(あくまで業務委託)	使用許可権限を付与できる。
利用料金	条例の範囲内で自ら定め、自らの収受が可	
手續	委託契約	条例で定める手續に従い議会の議決を経て指定

2 公の施設の管理委託の現況

種別	公の施設の設置数	うち管理委託している施設
会館・試験場等	81施設	28施設
港湾	22港湾	1(松山観光港ターミナルビル)
教育機関	12施設	1(武道館)

このほか漁港・都市公園・県営住宅があるが、引用条項がない等のため今回は改正しない。